示

青森県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

一百五 **上**十四号

令和

令和三年一月六日

〇右 台右 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための ○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………… ○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………… 出 公 告 目 同..... 同..... 先 機 告 示 次 (食の安全・) (行政経営課) 林 (商工政策課) (障害福祉課) 県三 民地 同同 同 同 政 同 局域 課) :: : = : : = : : : : : 四 껃 四 \equiv \equiv

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり障害福祉サービス事業を行

(水曜日)

青森県告示第十一号

友 同 会社、

心

五の七 森田月見野四七 のがる市森田町

生活介護

(み 生な

活く 介る

四田

七町

≓令 和

•

名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年指 月 日定

事 業 所障害福祉サービスを行う

青森県知事

三

村

申

吾

事指

業福 業祉

サ

1 ビ 者ス

定障 害

医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第五十四条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 自立支援医療機関 (育成医療及び更生 (平成十七年法律第

カトウ薬局	アーチ薬局いたやなぎ	名
	なぎ	称
三沢市堀口二丁目一	の八北津軽郡板柳町	所
丁目一の三	大字福	在
	野田字実田五三	地
"	三令 	年指 月 日定

青森県告示第十二号

0) で、森林法 農林水産大臣から、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

令和三年一月六日

青森県知事

三

村

申

吾

カトウ薬局	アーチ薬局いたやなぎ	名称
三沢市堀口二十	の八北津軽郡板柳町	所
丁目一の三	大字福野	在
	田字実田五三	地
"	三令 - 和 - · 一	年指 月 日定

令和三年一月六日

青森県知事

三

村

申

保安林予定森林の所在場所

保安林指定の目的

青森市浪岡大字細野字大沢二二四の二、二二四の三

水源の涵養

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市

役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第十三号

青

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

一百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申

吾

保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ケ沢町大字鬼袋町字大柳八八の一、一二一の一六、一二一の一八、一

保安林指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(--)立木の伐採の方法

吾

1

次の森林については、主伐は、択伐による。

西津軽郡鰺ケ沢町大字鬼袋町字大柳八八の一・一二一の一六・一二一の一

八・一二二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び鰺ケ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十四号

年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 規定により告示する。 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六

令和三年一月六日

青森県知事

三

村

申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字駒込字深沢一八の三、一八の四

保安林として指定された目的

水源の涵養

 \equiv 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする

役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市

七

落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者 かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者としたものである。

入札の公告を行った日

令和二年八月七日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和三年一月六日

青森県知事 三 村

申 吾

物品等の名称及び数量

青森県統合宛名システム機器及び番号制度ネットワーク運用管理機器 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

青

契約の方法

三

一般競争入札

落札者を決定した日

四

令和二年九月二十五日

Ŧī. 落札者の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五の三

六

二百四十七万二千五百八十円

、本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条

十一日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、二か月 に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和三年二月一日から令和八年一月三

相当分である。)

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べ

同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月六日

た意見の概要について、

青森県知事

三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜ファーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川孝男

2 株式会社もち吉

福岡県直方市大字下境二四〇〇

代表取締役 森田長吉

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年一月六日から同年二月六日まで

3 時間

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。 午前八時三十分から午後五時十五分まで

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアルおいらせ店

上北郡おいらせ町上久保六三の一〇外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー

福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二

代表取締役 石橋亮太

意見の概要

県の意見なし

意見書の縦覧

四

1

場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和三年一月六日から同年二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べ

令和三年一月六日

青森県知事 \equiv

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター弘前店

弘前市大字高田四丁目

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

意見の概要

三

県の意見なし

意見書の縦覧

四 1 場所

2 期間

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

令和 年一 月六日から同年二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

肥料登録の有効期間の更新

同法第十六条第一項の規定により公告する。 項の規定により令和二年十二月二十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申

(パーセント)保証成分量

登録番号

肥料の種類

肥料の名称

規 そ の 他 の び住所 名又は名称及 の氏

吾

区役 員 別の

氏

名

住

所

の 年 月 日就任及び退任

理

事

河原木

一実

八戸市大字河原木字高館四二

| | 令和 | 令和

山 清 中道 川 村

廣明

河原木七の二一

大字田面木字下田面木二七大字尻内町字尻内三四大字尻内町字尻内三四

和 勝彦 光

中村

成紀

坂本 補一 上村 清孝

大久保 和弘

昭則

出	二 一 青森 県 号第
	ウ炭ム
先	肥カ 料ル シ
機	ム酸五 肥カル・○ 料 ・○ ウ炭
関	アル
	五ヵ 三·分 〇
	の公 と お り 格
	八戸炭酸カハ戸炭酸カル 八戸炭酸カル

土地改良区の役員の就任及び退任

"	八太郎二丁目三の一八	"	木村 忠司		"	
"	売市四丁目六の三一	"	西村 隆		"	
"	大字尻内町字尻内四九	"	小笠原 良治		"	
"	/ 七の四	"	後村 森夫	事	監	
"	長苗代二丁目七の五三	"	中村 成紀		"	
"	日計四丁目八の三九	"	坂本 補一		"	
"	売市一丁目九の二 中村信一方	"	中村 正信		"	
"	売市二丁目一三の一八	"	北村 松雄		"	
"	長苗代二丁目七の五一	"	下村 武雄		"	
"	八戸市長者三丁目九の二五	"	大南 吉弘		"	
"	大字尻内町字前河原二	"	小笠原 淑光		"	
"	長苗代一丁目一一の二	"	上村 清孝		"	
"	河原木七の二一	"	小笠原 萬三		"	
"	大字田面木字下田面木二七	"	山道 廣明		"	
"	大字尻内町字尻内三四	"	清川 和彦		"	
"	八太郎三丁目一〇の二六	"	髙橋 隆二		"	
"	大字河原木字見立山二の三	"	木村 春男		"	
"	石堂一丁目三の二三	"	中村 勝光		"	
"	大字河原木字小田二二	"	河村 真光		"	
二:二:完退任	石堂一丁目四の一七	"	田名部 和義	事	理	
"	大字尻内町字馬場四の二一	"	小笠原好太郎		"	
"	日計四丁目九の三二	"	日登 昌良		"	
"	大字長苗代字島ノ後一の四	"	後村 義則		"	
"	石堂一丁目一一の二八	"	石藤 正	事	監	
"	大字尻内町字尻内四七	"	小笠原 輝		"	
"	下長三丁目一八の二〇	"	河村 利春		"	
"	大字売市字鴨ケ池四六の七	"	佐々木 勝博		"	
"	石堂二丁目一三の一八	"	田名部 敬悦		"	

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)